

6 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
募集・採用における制限の緩和・差別撤廃（厚生労働省、法務省）	e 採用または労働条件その他労働関係に関する事項について、人種・信条・社会的身分等を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定めた「人権擁護法案」が国会に提出されているところであるが、成立後におけるその円滑な施行を図る。（第154回国会に関係法案提出）	結論（法案提出）	法案成立後、公布及び措置（平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間で政令で定める日より）		（法務省） 人権擁護法案は、平成14年3月に第154回国会に提出されたが、平成15年10月の衆議院の解散に伴い廃案となった。現在、法務省において、検討を行っている。	

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
社会保険制度改革等（厚生労働省）	a 世帯主（常用労働者）を基準とした社会保険制度（短時間の被用者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、事業主負担もないこと、また年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者として、個人としての保険料負担を求められないこと等）が就労日数調整や雇用代替の誘因となる可能性があることから、このような労働市場に及ぼす影響も踏まえ、同制度の在り方について検討を進める。	検討	（平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて検討）		（厚生労働省） 平成19年4月に、パート労働者への社会保険の適用拡大を含む、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	

オ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
地方公共団体における一般職の任期付研究員、任期付職員の採用に係る身分併有制限の撤廃（総務省）	公務員制度改革大綱に基づき国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度中に改正、施行された場合、民間企業の社員の身分を有したままで、地方公共団体の一般職への併任を認める。			措置	（総務省） - 国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度に改正、施行されなかったため、措置していない。	